

## 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

## 独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	7
(3) 変更の内容	①提供を求める特定個人情報の追加又は削除
(4) 変更の内容の詳細	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものに関する保険給付の資格者等に関する情報を追加する
(5) 変更の理由	③準ずる法定事務において提供を求める特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細 ※(5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	2024年10月01日

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	朝霞市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成27年10月1日条例第37号）別表第一第1項 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、（母子家庭等及び寡婦）に対し、（その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること）を目的とする。	この条例は、（ひとり親家庭等）に対し、医療費の一部を支給することにより、（ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第5条第1項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第13条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項1号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第4条第1項、第2項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第9条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
---------------	--------------------	--------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項2号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第8条第1項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第19条第1項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に属する対象者について、申請した事項の変更の届出に係る事実についての審査（支給停止に係る場合に限る。）に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項2号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第4条第1項、第2項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第9条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第8条第2項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第19条第2項
事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令36条 項3号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第4条第1項、第2項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第9条第1項、第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第5条第1項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第13条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 <sup>1</sup>	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 <sup>2</sup>	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第8条第2項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第19条第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ひとり親家庭等の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

#### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
---------------	--------------------------	--------------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年10月17日条例第28号）第8条第1項朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年10月17日規則第39号）第19条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	ひとり親家庭等に属する対象者について、申請した事項の変更の届出に係る事実についての審査（支給停止に係る場合に限る。）に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ2	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
---------------	---------------------------	---------------------------

#### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ4	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

#### 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第13条第1項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

#### 届出情報

届出日	2023年12月18日
独自利用事務の対象者	ひとり親家庭の父又は母及び児童、養育者世帯の養育者及び養育者が養育する児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年01月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

